

令和6年度

定期監査報告書

(第1期)

横手市監査委員

監 第 55 号
令和6年7月29日

横 手 市 長	高 橋 大 様
横手市議会議長	小 野 正 伸 様
横手市教育委員会教育長	伊 藤 孝 俊 様

横手市監査委員 柴 田 恒 宏
横手市監査委員 飼 田 一 之
横手市監査委員 寿松木 孝
(公印省略)

定期監査の結果報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき、令和6年度の定期監査（第1期）を横手市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、次のとおり結果を報告します。

この監査結果に基づき、又はこの監査結果を参考として措置を講じたときは、同条第14項の規定により通知願います。

目 次

1	監査の期間及び対象課等	1
2	監査の範囲	1
3	監査の方法	1
4	監査の着眼点	1
5	監査の結果の概要	2
6	まとめ	3

別添 監査の結果

(1)	財務部	4
(2)	まちづくり推進部	4
(3)	農林部	4
(4)	商工観光部	5
(5)	議会事務局	5
(6)	教育委員会事務局	6

令和6年度 定期監査報告（第1期）

1 監査の期間及び対象課等

令和6年4月2日（火）～令和6年7月11日（木）

実地監査日	対象課等（17機関）
5月10日（金）	横手の魅力営業課、観光おもてなし課、食農推進課、図書館課
5月14日（火）	財政課、議会事務局、企業誘致課、商工労働課、農業振興課、農林整備課
5月15日（水）	栄地区交流センター、さかえ館、朝倉地区交流センター、あさくら館、横手中央地区交流センター、旭地区交流センター、旭ふれあい館

2 監査の範囲

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき、令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）における財務に関する事務の執行状況及び経営に係る事業の管理状況について、法令に適合し、正確に行われ、最小の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか行政監査的要素を取り入れ実施した。

3 監査の方法

事前に各課等から、職員業務担当一覧、補助金の状況、契約一覧、公金収納状況及び施設の各種法令に基づく点検状況等についての資料提出を求め、諸帳簿等関係書類を抽出調査するとともに、関係職員に対する質問や実査等の方法により監査した。

4 監査の着眼点

監査の主な着眼点は、次のとおりである。

- （1）収入事務及び支出事務は、適正に行われているか。
- （2）補助金等の事務手続きは、関係法令等に基づき適正に行われているか。
- （3）契約事務は、関係法令等に基づき適正に行われているか。
- （4）施設の維持管理及び消防法等に基づく防火・防災対策は、適正に行われているか。

- (5) 行政財産使用許可事務手続きは、適正に行われているか。
- (6) 服務関係の手続きは適正に行われているか。
- (7) 物品の管理は適正に行われているか。
- (8) 事務処理は、能率的、効率的に行われ、改善すべき点はないか。
- (9) 前回の監査で指摘した事項が適正に改善されているか。

5 監査の結果の概要

令和6年度第1期の定期監査は、本庁各課、議会事務局、図書館課、横手市総合交流促進施設等を対象とし、公金の取扱いをはじめ財務事務処理等が関係法令に基づき適正に行われているかを監査した結果、おおむね適正に行われているものと認めた。

なお、主な所見は次のとおりであるが、個別の指摘事項については、「別添 監査の結果」に記載した。

(1) 収入事務について

公金の取扱いにおいて、公金取扱マニュアルに沿って行っていない課やマニュアルを作成していない課が見受けられた。公金の適正な取扱いのため、横手市会計事務規則を改めて確認し、適正な事務処理に努められたい。

(2) 補助金事務について

交付決定や事業実績報告書において、総務企画部長や財政課及び経営企画課への合議を行っていない課が見受けられた。横手市事務決裁規程を再度確認されたい。

(3) 契約事務について

課等において行う契約（横手市契約規則第70条により契約事務の権限を委任された課長が行う契約）で見受けられた主な不備は以下のとおりである。地方自治法施行令及び横手市契約規則等を再度確認し、適正な事務処理に努められたい。

- ・ 随意契約の根拠条項を誤っている。
- ・ 契約書に添付している契約事項の種別を誤っている。
- ・ 予定価格調書が見積書提出日以降に作成されている。
- ・ 收受文書の電子決裁が年度内に完了していない。

(4) 財産管理について

行政財産において、次のような指摘事項が見受けられたので、地方自治法施行令や横手市物品規則等を再度確認し、適正な事務処理に努められたい。

- ・年度初めから使用する行政財産使用料の調定日が4月1日付となっていない。
- ・納期限内に行政財産使用料が納められていない。
- ・適正な期間内に備品台帳が整備されていない。

6 まとめ

今回の監査の結果、前述のような改善を要する点や書類等の不備が見受けられた。日常の事務執行にあたっては、法令等をその都度確認して適正な事務処理に努められたい。

また、各課等においては、他部署が受けた指摘事項についても全庁的なものとして捉え、将来にわたり同様の指摘を受けることのないよう、管理職員をはじめとした組織的なチェック体制の確立と指導を徹底されたい。

軽易な事項については、その都度、監査会場において関係職員に改善を指示したので記述を省略する。

別添 監査の結果

(1) 財務部

課 名 等	監 査 の 結 果
財政課	指摘事項なし

(2) まちづくり推進部

課 名 等	監 査 の 結 果
総合交流促進施設さかえ館	指摘事項なし
総合交流促進施設あさくら館	1 財産管理 年度初めから使用する行政財産使用料の調定日が4月1日付となっていない。
総合交流促進施設旭ふれあい館	1 契約事務 契約事務手続きに不備がある。
横手中央地区交流センター	指摘事項なし
朝倉地区交流センター	指摘事項なし
旭地区交流センター	指摘事項なし
栄地区交流センター	指摘事項なし

(3) 農林部

課 名 等	監 査 の 結 果
農業振興課	1 契約事務 随意契約の根拠条項を誤っている。
農林整備課	1 補助金事務 事業実績報告書において、財政課及び経営企画課への合議を行っていない。 2 財産管理 年度初めから使用する行政財産使用料の調定日が4月1日付となっていない。

課 名 等	監 査 の 結 果
食農推進課	1 収入事務 生產品売払収入において、金融機関への納付を公金取扱マニュアルに沿って行っていない。 2 補助金事務 事業実績報告書において、財政課及び経営企画課への合議を行っていない。

(4) 商工観光部

課 名 等	監 査 の 結 果
商工労働課	1 補助金事務 事業実績報告書において、財政課及び経営企画課への合議を行っていない。 2 契約事務 契約書に添付している契約事項の種別を誤っている。 3 財産管理 適正な期間内に備品台帳が整備されていない。
企業誘致課	1 契約事務 予定価格調書が見積書提出日以降に作成されている。
観光おもてなし課	1 補助金事務 交付決定において、総務企画部長への合議を行っていない。 2 契約事務 随意契約の根拠条項を誤っている。 3 財産管理 納期限内に行政財産使用料が納められていない。
横手の魅力営業課	指摘事項なし

(5) 議会事務局

課 名 等	監 査 の 結 果
議会事務局	指摘事項なし

(6) 教育委員会事務局

課 名 等	監 査 の 結 果
図書館課	1 収入事務 不用物品売払金を現金収納しているが公金取扱マニュアルが作成されていない。 2 契約事務 十文字図書館の収受文書の電子決裁が年度内に完了していない。